

京都市深草墓園内飲料自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市深草墓園内に飲料自動販売機を設置していただく飲料自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず仕様書で詳細を確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上を目的として、京都市深草墓園内に飲料自動販売機を設置します。

2 設置場所

京都市深草墓園 便所棟軒下 1台

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

(1) ユニバーサルデザインのものとしてください。

(2) 環境に配慮したものとしてください。

(3) 電気子メーターを設置してください。

(4) 施設の特性上、白・茶・黒等の色を基本とし、華美なデザイン及び色は避けてください。

5 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化まで自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

6 応募資格要件

仕様書を確認してください。

7 使用許可の期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日までの11か月間とします。

なお、令和7年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、本市が支障がないと判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年ごとに、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新します（最長令和9年4月30日まで。）。

8 申込方法及び受付期間

- (1) 申込受付期間（持参又は郵送）
令和6年3月25日（月）から令和6年4月12日（金）まで（必着）
- (2) 必要書類
 - ア 応募申込書
 - イ 販売予定品目
 - ウ 設置予定機器等の仕様がわかる資料

9 質問及び回答

- (1) 質問受付期間
令和6年3月25日（月）から令和6年4月5日（金）午後5時まで
質問は電子メールでのみ受け付けます。
- (2) 質問提出先
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
担当 塩見・武内 E-mail: eisei@city.kyoto.lg.jp
※質問をお送りいただく際は、件名を「【質問】深草墓園自動販売機設置に係る質問について」としてください。
- (3) 質問に対する回答
令和6年4月9日（火）までに、京都市情報館内の医療衛生企画課ホームページで掲載します。

10 設置場所の見学

京都市深草墓園の開園時間（午前8時30分から午後5時まで。土日祝を含む。）であれば、自由に見学していただけます。見学の際は、参拝者の施設利用の妨げにならないよう御留意ください。

11 設置事業者の決定

- (1) 決定方法
本市が指定した最低使用料以上で、かつ、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。
- (2) 決定後の公表
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課ホームページにおいて、決定金額を掲載します。

【問合せ先】

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課（担当：塩見・武内）
〒604-8101
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル6階
電話（075）222-3433（直通）